

修了証の発行方法

技能習得型研修 8 時間、知識習得型研修 22 時間受講後に、受講者が必要書類を用意し、事務局まで申請する。

1. 修了証発行に必要な申請書類

修了証発行に必要な書類は次の通り。

1) 健康サポート薬局研修修了証交付申請書

→健康サポート薬局HP (<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)よりダウンロードする。

2) 技能習得型研修受講証明証 ※下記①②の何れかを提出する。

①技能習得型研修 受講履歴確認書 (原本) 1 通 → 研修終了後会場にて配布されたもの

②健康サポート薬局 技能習得型研修受講証明書 研修Ⅰ～Ⅲ 各1通 計3通

→ 個人別学習サイト セルメプラザ (<https://www.selme.jp/login.jsp>) よりダウンロードする。

3) 知識習得型研修受講証明書 1 通

→ 個人別学習サイト セルメプラザ (<https://www.selme.jp/login.jsp>) よりダウンロードする。

4) 健康サポート薬局研修修了証交付申請のための履歴書 (薬局で5年以上の実務経験を証明する
業務履歴記入欄有)

→健康サポート薬局HP (<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)よりダウンロードする。

2. 修了証交付の手続き

- 1) 上記1. の申請書類1)～4)の4点を、日本薬業研修センター宛に郵送下さい。
- 2) 申請書類確認後、個人別学習サイト セルメプラザ (<https://www.selme.jp/login.jsp>) に修了証をアップします。

※申請書類到着後、修了証のアップには、2週間程度を要する。届出等にて急ぐ場合は、研修センター迄お問合せ下さい。

※紙媒体での修了証の作成を希望する場合には、有償(500円)で、日本薬業研修センターにて作成しますので、希望の方は、日本薬業研修センター迄ご連絡下さい。

3. 有効期間と更新

有効期間は、発行日から6年間とし、有効期限の2年前から有効期限の間に技能習得型研修の技能Ⅲ(地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応・3時間研修)を受講した場合、修了証が更新され新規の修了証を発行します。

※有効期限までに更新しない場合は、修了証は無効となり、改めてすべての研修を再受講する必要があります。

4. 修了証の取り消し

以下の場合、研修修了を取り消しとなります。

- 1) 日本国の薬剤師資格を喪失したとき
- 2) 不正な方法で修了証を受けたことが判明したとき
- 3) 薬剤師としての名誉を著しく汚す行為があると認められたとき